



黒川清流公園にて 職員（白子）撮影

代表社員 浜屋 浩 「対立と合意」 民主的なプロセスに大切なこと

以前、教科書採択の委員として公立中学校の教科書を読み比べる機会がありました。そのときに読んだ社会科の公民分野の教材の一つが印象に残っています。

それは、学校のトラブルについて考える事例で、学校のグラウンドの半分が校舎の耐

震工事でのために利用できなくなったときに、三つの運動部（サッカー部、ソフトボール部、陸上部）がどのようにグラウンドを利用するのがよいかを考える問題でした。3つの部とも地区大会が直前にせまっているので本番を想定した練習をしたいと考えてお

り、各部の顧問の先生の呼びかけにより部長会議を開いて話し合いを持ちますが、それぞれ自分の部が校庭を利用することを主張しあって解決策がまとまりません。この状況をどうすればよいか、という問題です。（東京書籍 新しい社会 公民 平成27年 P24）

希少性のあるモノをどのように配分するのかという問題は、日常でよく起こります。宅配で頼んだピザを家族でどのように切り分けるかといった身近な問題もあれば、もっと大きな視点で、自治体や国の予算をどのように配分するかといった問題も考えられます。

これらに共通して言えるのは、規模の違いがあっても、利害や関心の異なる登場人物がいる点です。例えば、国家予算をどのように使うかについては、世代間や、地域間、理念の違いがみられます。

(ただし、ピザを切り分けることとの違いは、収入(ピザ)の大きさを政策によって変えることができることです)

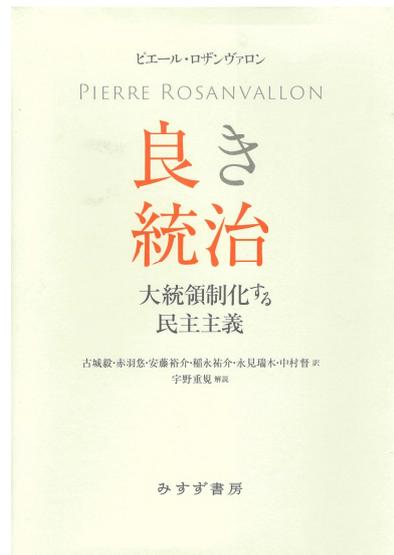
また、対立が生じる原因は、資源の希少性に起因するものに限りません。様々な相容れない価値観が原因となることもあります。

コロナ感染が広がり、緊急事態宣言が発出されたとき、私たちの生活は様々な制約を受けました。憲法では、個人が生命、自由や幸福を求めることについて「公共の福祉に反しない限り」、「立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定めています(憲法第13条)が、今回の件は最大限尊重されるべき権利であっても公共の福祉のために制約を受けた事例です。

ときに個人(やグループ)同士が対立関係や、緊張関係

にある場合においても「個人の自由」と「公共の福祉」のどちらを優先すべきか、という視点が重要かもしれません。

では、そうした限られた資源を活用したり、価値観の対立が存在するときに必要な「民主的な仕組み」とは、どのようなものなのでしょうか。最近読んだ、ピエール・ロザンヴァロンの「良き統治—大統領化する民主主義」(みすず書房 2020年)は、そのことを考えるきっかけとなりました。



ロザンヴァロンはフランスの歴史家、政治学者です。ロザンヴァロンの見立てでは、いまの民主主義は機能不全を起こしています。具体的には、人々が政治参加できる選挙が執行者を選ぶだけのもの(承認の民主主義)になってしまい、「選んだらあとは手放し」状態になっていることを問題視しており、いかに民主主義を再活性化して「行使の民主主義」を実現するかが本の重要なテーマとなっています。

ロザンヴァロンは、行使の民主主義を実現するための重要な要素として、

■理解可能性：政策の決定の過程が外部から見やすいこと

■統治責任：権力に対して一定の歯止めを与えること

■応答性：市民の声に配慮して世論の希望に応答すること

この3つを強調しています。この言葉を念頭におきながら各国の現状をみると、いろいろな問題点が見えてくるのではないのでしょうか。

もうひとつ興味深かったのは、会計監査の重要性を指摘している点です。「会計監査の慣行は、近代議会制が発展していく際の中核をなすだろう」(P194)

活動や政策は、最終的には数字として表現されますので「ピザの切り分け方」の適否を第三者的視点から判断することの重要性は共有したいところでは。

この事例に出会った中学生は、公正な手続きの意味や、自分の都合や価値観だけでものごとを考えてはいけないということを感じることでしょう。そうした道徳的な価値観からもう一歩進んで、現状の問題点を感じ、どのような統治の仕組みが必要なのかを考えていくことが大切なのだろうと思います。人々が自らその問いを持つことが、ロザンヴァロンが掲げる「行使の民主主義」の一歩となるのでしよう。(浜屋)

新型コロナ関連 税制上の取り扱いなど

新型コロナウイルス感染症に関連した税金や社会保険料等の取り扱い、給付金等に関する情報をピックアップしました。

【申告・納付期限の延長】

やむを得ない理由(例えば、感染者や濃厚接触者になったことや感染拡大防止のため、外出自粛や在宅勤務をしている等)により、申告が物理的に困難である場合には、個別にその理由がやんだ日から2か月以内の指定日まで申告・納付期限の延長が認められます。なお、申請方法は以下の通りです。

【法人税・消費税】…申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記することで申請ができます。

【法人住民税・法人事業税】…eTAX（地方税ポータルシステム）で電子申告を行う場合、全国共通の延長申請書の添付により申請ができます。

【所得税確定申告】…申請方法は法人税と同様です。令和2年分以降は令和元年分のような一括延長はなく、個別延長での対応となる予定です。

【相続税】…申請方法は法人税と同様です。ただし、申請はやむを得ない理由が生じている相続人ごとに行います。

【納税猶予】

令和2年2月1日から1年間、収入（任意に区切った1か月分以上）が前年同期比概ね20%以上減少している場合で、一時の納税が困難と認められるとき（向こう半年間の運転資金が手元資金を超えるとき）は、申請により無担保かつ延滞税なしで1年間、国税の納税が猶予されます（社会保険料も同様の扱いです）。

【中間申告】

【法人税・消費税】…前期の年税額を基に計算する方法のほか、中間期間を1つの事業年度とみなして確定申告と同様に法人税（または消費税）を計算する方法（仮決算）があります。

【所得税】…業況不振で所得が明らかに減少すると見込まれるとき、今年の所得等を自己申告する「予定納税額の減額申請書」の提出により7月・11月の予定納税額を減額することができます。

【助成金の課税関係】

新型コロナウイルス感染症に関連する主な助成金等の課税関係は以下の通りです。

●非課税となるもの…特別定額給付金・子育て世帯への臨時特別給付金

●課税となるもの…雇用調整助成金・持続化給付金・東京都の感染拡大防止協力金

【固定資産税の減免】

個人又は資本金が1億円以下の法人等が、一定期間の事業収入が30%以上減少するなどの要件を満たした場合に、その保有建物・設備の令和3年度の固定資産税等（いわゆる償却資産税も含まれます）が、事業収入の減少幅に応じ、2分の1以上減免されます。

この取り扱いについては、減免申請の期間が令和3年1月1日から31日まで、とタイトであるため、申請をお考えの方はご注意ください。

【国民健康保険税の減免】

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等が昨年と比べて30%以上減少すること、などの要件を満たした場合、各市町村への申請により令和2年2月1日から令和3年3月31日までの国民健康保険税の減免を受けることができます。

詳しい申請方法は各市町村へお問合せください。

【家賃支援給付金】

テナントを賃借している事業者のうち、中小企業等（個人事業者も含む）であって、5～12月において以下のいずれかに該当する者に対して、申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）を基に、6か月分の給付額に相当する額が支

給されます。

- ①いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ②連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

【「持続化給付金」受給事業者を対象としたNHK放送受信料の免除】

持続化給付金の給付決定を受けた者が、事業所など住居以外の場所に受信機を設置して締結している放送受信契約について、免除申請を行うこと

により免除の申請をした月とその翌月の2か月間の受信料が免除されます。

以上です。なお、新型コロナに関係する支援情報については経済産業省のウェブサイト (<https://www.meti.go.jp/covid-19/>) が便利です。ご活用ください。

(佐々木・二瓶)

夏季休業のご案内

昨年に引き続き、8月中の全ての金曜日、並びに8月13日～15日を夏季休業日とさせていただきます。予めご了承くださいませ。

8月							AUGUST 2020	
日	月	火	水	木	金	土		
26	27	28	29	30	31	1		
2	3	4	5	6	7	8		
9	10	11	12	13	14	15		
16	17	18	19	20	21	22		
23	24	25	26	27	28	29		
30	31	1	2	3	4	5		

【重要】完全予約制開始のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当法人へのご来訪は、当面の間「完全予約制」とさせていただきます。面談をご希望の場合は、必ずお電話等にて事前予約の上、マスク着用にてお越しくださいませ。

法人案内

法人名 山口浜屋税理士法人
 所在地 東京都日野市豊田4-14-14
 代表社員 浜屋 浩 浜屋 玲子
 税理士 川越 国広 佐々木 安久
 牧 麻美
 営業時間 午前9時から午後5時
 定休日 土・日・祝日
 アクセス JR中央線豊田駅南口より
 徒歩7分
 駐車場 あり (10台程度まで)

お電話でのお問合せは

042-586-9050

☆お気軽にご連絡ください☆



ホームページは…

山口浜屋

検索

Eメールは…

info@yh.z.ecnet.jp